

「茨城県立緑岡高等学校の部活動に係る活動方針」

令和5年4月1日

1 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

(1) 部活動の活動時間

- 1日あたりの上限は平日2時間、休日4時間とする。

ただし、令和5年度の新3年生の最後の大会までは、平日2時間程度、休日4時間程度とする。

(2) 部活動の休養日等の設定

- 原則、平日・休日各1日以上を休養日とする。

ただし、令和5年度の新3年生の最後の大会までは、休養日週1日も認める。

- 長期休業期間中に、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(3) 学校単位で参加する大会等の見直し

- 茨城県高等学校体育連盟・茨城県高等学校野球連盟・茨城県高等学校文化連盟等が定める参加する大会数の上限の目安を超えることがないように参加する大会・試合等を精査する。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 望ましい運営体制の構築

- 専門的指導ができる教員が在籍しない場合、積極的に部活動指導員を活用する。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 教育委員会や各種団体等が行う部顧問対象の研修、部活動指導員の募集・研修に参加する機会を設ける。

(3) 方針・計画・実績の公表と検証

- 学校方針・年間活動計画、月間活動計画・月間活動実績を学校ホームページへ掲載し公表する。

3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- 運動が苦手な生徒や障害のある生徒も参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視し、一人一人の特性に応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

(2) 地域移行の推進

- 部活動以外の活動に生徒が参加するに当たっては、生徒が互いの志向が多様であることを認め合えるようにしていく。

4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

(1) 複数顧問制の推進等

- 円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数を精選するとともに、複数顧問交代による指導を行う。

5 その他

- 熱中症事故防止については、「熱中症予防運動指針」（日本体育協会）により、適切に対応する。

平成31年4月25日 一部改訂 令和元年9月1日 一部改訂 令和5年3月1日 一部改訂